

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

平成27年11月19日

公益社団法人 日本食肉格付協会

当協会は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という。）に基づく特定個人情報及び個人番号（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むため本基本方針を定めます。

1 事業者の名称

公益社団法人 日本食肉格付協会

2 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、マイナンバー法、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）その他の法令及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」その他のガイドラインを遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

3 利用目的

当協会は、特定個人情報等について、以下の利用目的で利用します。

(1) 役職員（非常勤役員を除き扶養家族を含む（以下同じ））に係る特定個人情報等

- ア 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- イ 雇用保険届出事務
- ウ 労災保険請求事務
- エ 健康保険・厚生年金届出事務
- オ 国民年金第3号被保険者届出事務
- カ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する届出事務
- キ その他上記事務に付随する事務

(2) 役職員以外の個人に係る特定個人情報等

- ア 報酬・料金等の支払調書作成事務
- イ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ウ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

- (3) 当協会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行います。

4 安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報等について、漏えい、滅失又はき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取り扱う従業者(当協会の組織内にあつて直接間接に当協会の指揮監督を受けて協会の業務に従事しているものをいう。)や委託先(再委託先等を含みます。)に対して、必要かつ適切な監督を行います。特定個人情報等の安全管理措置に関しては、別途「特定個人情報等取扱規程」において具体的に定めています。

5 保有個人データに関して本人の知りうる状態に置くべき事項

当協会は、特定個人情報等に係る個人データに関し、次に掲げる事項について、当協会のホームページへの掲載又は(4)に定める電子メール若しくは電話窓口の設置により、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて回答する場合を含む。)に置きます。

- (1) 特定個人情報等取扱事業者の名称

公益社団法人 日本食肉格付協会

- (2) 特定個人情報等に係る個人データの利用目的

3に掲げる利用目的

- (3) 開示等の求めに応じる手続き

当協会が保有する特定個人情報等保有データに関する利用目的の通知(法第24条第2項)、開示(法第25条)、訂正等(法第26条第1項)及び利用停止等(法第27条第1項)に関するお問合せ(以下「開示等の求め」といいます。)につきましては、下記「6 開示等の求めに応じる手続きに関する事項」をご覧ください。

- (4) ご質問及び苦情等の窓口

当協会における特定個人情報等の取扱いに関するご質問やご苦情に関しては、下記の窓口にご連絡下さい(法第24条第1項第4号・施行令第5条、法31条第2項)。

公益社団法人 日本食肉格付協会総務部

電話番号: 03 - 3257 - 0220 (受付時間: 平日 10時00分~17時00分)

電子メール: kakuduke@jmga.or.jp

6 開示等の求めに応じる手続きに関する事項(法第29条)

- (1) 開示等の求めの受付窓口

受付窓口は、公益社団法人日本食肉格付協会本所総務部（東京都千代田区淡路町）とし、以下のいずれかから行うことができます。

電話番号：03 - 3257 - 0220 （受付時間：平日 10時00分～17時00分）

電子メール：kakuduke@jmga.or.jp

(2) 開示等の請求方法

口頭又は電話

(3) 開示等の求めをする者が本人または代理人であることの確認方法

本人宅への連絡又はその他の方法により本人又は代理人であることを確認します。

(4) 開示等の求めに対する回答方法

書面の交付又は請求者の同意した方法とします。

(5) 個人データの不開示事由

次のいずれかに該当する場合には、不開示とする。不開示の旨を決定した場合には、事由を付記して通知します。

ア 本人確認ができない場合

イ 代理人による申請に対して、代理権が確認できない場合

ウ 開示等の求めに対象が保有個人データに該当しない場合

エ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがある場合

オ 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

カ 他の法令に違反することとなる場合